

平成27年度

事業計画

社会福祉法人 秋田県共同募金会

目 次

事 業 内 容

I. 事業推進の方針	1
II. 事業の実施計画	
1. 法人の運営	2
2. 運動強化のための事業	2
3. 助成計画の策定と助成の実施	3
4. 広報活動等の推進	4
5. 表彰・感謝の実施	6
6. 歳末たすけあい運動の実施	6
7. 民間社会福祉資金の総合調整	6
平成27年度主要年間行事予定表	7

I. 事業推進の方針

秋田県では年間1万人規模で人口が減少しており、少子・高齢化が進行するだけではなく、核家族化や住民相互の支えあいの衰退を背景とした社会的孤立や生活困窮者の増加など、地域における福祉課題はますます複雑、多様化している。一方、このような現状に対し、県内の各地域では課題解決に向けたさまざまな取り組みが行われている。

共同募金は地域ファンドとして、これらの取り組みを資金面から支援する使命を担っており、その社会に果たす役割は今後ますます重要となる。しかしながら、人口減少や寄付環境の変容とした募金額減少が続き、共同募金会は組織体制の見直しと新たな運動の展開が求められてきた。

これを受け、本会では平成23年度に実施された「助成計画検討委員会」及び平成24年度に実施された「募金運動・広報活動検討プロジェクト会議」による提言を受け、平成25年度から2か年を共同募金改革の実行強化期間と位置づけ、事業を推進した。市町村においては共同募金委員会への移行を通じた組織面の強化、公募制の導入をはじめとした地域助成体制の充実を図り、全県域においては広域助成における公開審査の実施や新たな募金手法の開発を図るなど、住民による主体的な運動展開のための寄付と参画の仕組みづくりを推進した。

結果、改革に対する一定の理解と効果を得たものの、募金額の減少傾向に歯止めをかけるには至っていない。寄付者への更なる理解促進を図り、共同募金の存在意義を保持するためには、社会福祉協議会をはじめとした関係機関との協力のもと、一層の機能強化を図る取り組みが必要である。

一方、全国的には募金縮減の状況を開拓すべく、期間を拡大しての運動実施が進んでおり、本県においても新たな運動展開を通じ募金体制の更なる強化に着手する必要がある。

よって、平成27年度の共同募金運動にあたっては、2年間の改革実行強化期間の成果を踏まえ、新たな展開を図るべく、次の事項を重点とし事業を推進する。

- 1 市町村共同募金委員会への移行促進と機能の活性化
- 2 地域住民の主体的な参画による助成の仕組みづくりの推進
- 3 募金活動の強化と新たな募金手法による募金主体・寄付者層の開拓
- 4 関係者及び寄付者に向けた広報活動の充実・強化

II. 事業の実施計画

1. 法人の運営

(1) 理事会、評議員会、監事会の開催

法人運営の重要事項、定款・諸規程・要綱等に定める事項を審議・議決するため理事会・評議員会を開催する。また、業務及び財務執行状況等の監査のため監事会を開催する。

(2) 各委員会の開催

①配分委員会の開催

共同募金の助成計画全般について審議する。

②企画広報委員会の開催

共同募金運動における総合的な企画や広報活動について検討する。

2. 運動強化のための事業

(1) 組織強化・運動推進のための事業

①市町村共同募金委員会の機能強化

市町村共同募金会から委員会への移行を推進するとともに、移行した市町村における機能強化を図る。

②市町村共同募金委員会（募金会）事務局長・担当者会議の開催

市町村共同募金委員会設置をはじめとした改革の進捗状況の共有及び協議のため、必要に応じて開催する。

③市町村共同募金担当職員研修の開催

本会と市町村共同募金委員会（募金会）との連携及び人材育成と組織強化のため開催する。

④共同募金担当者による運動推進会議の開催

募金運動の方向性と進め方、運動を実施する際の実務的な問題点を協議するため県内の地区別に開催する。

⑤全国研修会等への参加

全国的な動向把握と、運動に関わる専門的な知識・技術の習得のため、県・市町村共同募金委員会（募金会）の役職員の参加を図る。

(2) 募金運動の推進

①戸別募金の推進

寄付者の自発的な意志を尊重し、各地域の実情に則した戸別募金運動の充実を図るほか、マンションや集合住宅などの町内会未加入世帯への依頼を推進する。

②法人募金・職域募金の活性化

- 法人募金・職域募金の拡大や開拓のため、役職員による企業訪問、募金呼びかけを強化する。
- ③学校募金を通じた福祉教育の推進
共同募金運動を通じた福祉教育の推進を図るため、各学校の学習活動への協力を行う。（「赤い羽根出前教室」「赤い羽根探検隊事業」の活用を含む）
- ④プロスポーツチームとの協働による運動展開
「赤い羽根サポーター宣言」を含む県内に所在するプロスポーツチームとの協働により、試合会場やイベント等での募金運動や広報活動を展開する。
- ⑤新たな募金活動の展開
全県域及び市町村域で実施される大規模なイベントにおいての募金など、新たな募金活動を開する。
- ⑥企業等との連携による通年で募金できる仕組みづくりの推進
通年で募金できるしくみとして、募金箱と赤い羽根自販機の設置を引き続き推進する。
また、市町村共同募金委員会（募金会）と共に実施している「募金百貨店」の更なる展開を図るなど、企業等との連携による寄付の仕組みづくりを積極的に推進する。
- 新⑦募金運動期間の拡大によるテーマ型募金の実施
募金額の減少傾向を鑑み、これまでの10月1日から12月31までの運動期間を翌年3月31日に拡大し、拡大期間中に新たにテーマ型募金を実施する。

3. 助成計画の策定と助成の実施

(1) 助成計画及び募金目標額の策定

助成計画の策定にあたっては、あらかじめ秋田県社会福祉協議会の意見を聞き、配分委員会の審議、評議員会での同意を経て、理事会において決定する。

①広域（A）助成計画の策定

県内の福祉団体等からの助成申請について、配分委員会でその内容を審査する。審査にあたっては申請団体によるプレゼンテーションを実施し、一般県民に広く公開する。

②地域（B）助成計画の策定

市町村社会福祉協議会等からの申請について市町村共同募金委員会（募金会）が審査し、配分委員会でその内容を審議する。市町村の計画においては、公募制を積極的に推進する。

上記において策定された助成計画に基づいて募金目標額を設定し、評議員会での同意を経て理事会において決定する。

(2) 助成の実施

広域助成・地域助成とも評議員会での同意、理事会での決定を経て翌年度に助成する。

①広域(A)助成及び地域(B)助成については、上記（1）の計画により助成する。

②災害緊急配分については、別に定める要領により配分する。

(3) 県社会福祉協議会との検討

助成計画の策定方針を検討するため、県社会福祉協議会との検討会議を開催する。

4. 広報活動等の推進

(1) 報道機関、関係機関等への情報提供と広報協力依頼

①マスメディアの活用及び関係機関との連携による広報活動

各報道機関に対し積極的に情報提供を働きかけ、募金運動及び募金の使途を、広く県民に伝え、募金運動への参加意識を喚起する。

②関係機関との連携による広報活動の強化

市町村及び県・市町村社会福祉協議会及び関係団体に対し、共同募金への理解を広めるため各広報誌等への掲載協力を依頼する。

また、市町村共同募金委員会（募金会）が戸別募金に用いるチラシや広報誌等については、企画広報委員会における「市町村共同募金委員会（募金会）広報コンクール」により、そのレベル向上を図る。

③助成を受ける団体による使途明示並びに活用状況の周知徹底

市町村社会福祉協議会を含む助成を受ける団体に対し、地域住民や関係者への助成金の使途周知を赤い羽根ロゴマークの表示等により徹底するとともに、各種大会等住民参加行事の際に寄付者へ感謝の意思を表す。

④社会福祉法に基づく計画及び結果の公告

社会福祉法に基づいて募金計画及び助成使途を公告する。

(2) イベント等の開催

①「赤い羽根空の第一便伝達式」の開催

共同募金運動の開始行事として、10月1日（木）に「赤い羽根空の第一便伝達式」を秋田市内で開催する。

②運動開始イベントの開催

共同募金運動開始を県民へ周知し、募金への理解と協力を得るために、10月上旬にイベント及び街頭募金を実施する。

③「赤い羽根共同募金運動キャッチコピー」の募集

昨年度に引き続き、広く一般県民からキャッチコピーを募集する。共同募金運動への理解と参加を高めるため、最優秀作品は広報活動に活用する。

④贈呈式の開催

「赤い羽根共同募金」及び「N H K 年末たすけあい」の助成団体への助成決定伝達のため、それぞれ贈呈式を開催し、各報道機関による取材・放送を通じて、広く県民に対して感謝の意思を伝える。

(3) 広報誌の発行等

①「共同募金だより」の発行

県内全世帯に広報誌「共同募金だより」を年1回発行し、寄付者に共同募金運動に対する理解と参加を呼びかける。

②運動啓発のための資材の作成・配布

運動啓発のための本県独自の運動資材を作成し、関係機関等に配布する。

③「赤い羽根ニュース」の発行

個人や法人の寄付者に対して随時「赤い羽根ニュース」を発行し、募金者へ使途を説明するとともに、募金への更なる理解を図る。

④「赤い羽根探検隊」及び「赤い羽根出前教室」の実施

市町村共同募金委員会（募金会）が各学校と連携して参加者を募り、募金の仕組みを学ぶとともに街頭募金や助成先の現場訪問等の体験を通じ、募金への理解と協力を図る。

また、学習の場においては、県共募から講師を派遣し全県域の募金状況について説明を加える

「赤い羽根出前教室」を実施するなど、市町村共同募金委員会（募金会）と協働で学習の機会を設ける。

⑤「赤い羽根応援隊」の実施

運動啓発を目的とし、県共募の募金活動やイベントの運営に協力する一般ボランティアを募集する。

⑥著名人や各種団体などを活用した広報活動の強化

県関係著名人への「赤い羽根応援大使（仮称）」の委嘱、メッセージの寄稿などを通した広報活動の強化を検討する。

また、「赤い羽根サポーター宣言」を通し、各種団体を活用した広報活動の強化を図る。

(4) ホームページの活用

①ホームページ「赤い羽根共同募金あきた」の運用及び適切な情報提供

ホームページの適正な運用を図り、県民への適切な情報提供を行うことにより、共同募金運動に対する理解と協力を得る。

②赤い羽根データベース「はねっと」による情報提供

中央共同募金会が運営するホームページ「はねっと」により、各都道府県共同募金会及び市町村共同募金委員会（募金会）の使途が公開されており、募金の透明性を高めるためその活用を推進する。

(5) 調査統計等の実施

①共同募金諸統計の実施

市町村共同募金委員会（募金会）の助成計画、目標額、実績額、助成結果等の統計を実施し、今後の運動推進と充実に資する。

②助成団体の監査及び実態調査の実施

「共同募金助成要綱」及び「監査要領」に基づき業務監査及び活動状況などの調査を行い、必

要に応じて適正な処理を指導する。

5. 表彰・感謝の実施

(1) 本会における表彰・感謝状の贈呈

本会表彰規程による表彰状、感謝状の贈呈を行うほか、共同募金に対して特別な功績があつたと認められる者及び団体を表彰する。

(2) 厚生労働大臣、秋田県知事、中央共同募金会会長表彰等の候補者の内申

- ①中央共同募金会会長表彰等の候補者を内申する。
- ②秋田県知事表彰の候補者を内申する。
- ③厚生労働大臣表彰等の候補者を内申する。

6. 歳末たすけあい運動の実施

(1) 歳末たすけあい運動の実施

12月1日から25日までの間、別に定める実施要項により「N H K歳末たすけあい」及び「地域歳末たすけあい」を実施し、その募金の受入れ及び助成を実施する。

7. 民間社会福祉資金の総合調整

(1) (公財) 中央競馬馬主社会福祉財団助成事業推薦業務の実施

中央競馬馬主社会福祉財団助成事業について、助成を申請する社会福祉法人の推薦及び調査・指導、完了した事業に対する監査の連絡調整を行う。

平成27年度主要年間行事予定表

月	行 事 予 定
4	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県共同募金会職員会議（9日～10日・東京都） ・広域助成募集説明会（上旬・秋田市） ・助成申請募集開始（中旬～） ・平成27年度共同募金運動キャッチコピー募集開始（中旬～） ・赤い羽根善意の贈呈式（下旬・秋田市）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・監事会（中旬・秋田市） ・評議員会（下旬・秋田市） ・理事会（下旬・秋田市） ・中央共同募金会理事会・評議員会（25日・東京都） ・助成申請募集締め切り（～31日）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県共同募金会常務理事・事務局長会議（4日～5日・東京都） ・第1回企画広報委員会（中旬・秋田市） ・市町村共同募金委員会（募金会）事務局長・担当者会議（下旬・秋田市） ・第1回配分委員会（下旬・秋田市）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）中央競馬馬主社会福祉財団助成事業推薦委員会（上旬・秋田市） ・第6回赤い羽根全国ミーティング（13日～14日・東京都） ・第2回配分委員会（中旬・秋田市） ・評議員会（下旬・秋田市） ・理事会（下旬・秋田市）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・共同募金運動推進会議（上旬・県内各地区） ・共同募金運動資材の発送（下旬）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体へ募金運動の協力依頼（中旬） ・北海道・東北ブロック道県共同募金会事務局長会議（秋田県）

月	行 事 予 定
10	<ul style="list-style-type: none"> ・赤い羽根共同募金運動の実施（1日～12月31日） ・赤い羽根共同募金運動空の第一便伝達式（1日・秋田市） ・赤い羽根共同募金開始イベント（上旬・秋田市） ・北海道・東北ブロック共同募金会業務主幹担当職員連絡協議会（岩手県）
11	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回配分委員会（中旬・秋田市） ・全国社会福祉大会（20日・東京都） ・全国ボランティアフェスティバルふくしま（21日～22日・福島県）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・歳末たすけあい運動の実施（1日～25日） ・N H K歳末たすけあい第一次配分会議（中旬・秋田市） ・N H K歳末たすけあい第一次贈呈式（中旬・場所未定）
1	<ul style="list-style-type: none"> ・N H K歳末たすけあい第二次配分会議（下旬・秋田市） ・共同募金実績・歳末たすけあい募金実績確定作業（下旬） ・テーマ型募金運動開始（～3月31日）
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回企画広報委員会（上旬・秋田市） ・都道府県共同募金会常務理事・事務局長会議（12日・東京都） ・中央共同募金会理事会・評議員会（25日・東京都） ・市町村共同募金担当者研修（下旬・秋田市）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回配分委員会（上旬・秋田市） ・評議員会（中旬・秋田市） ・理事会（中旬・秋田市）